

高等教育における「法教育」に関する一考察 －福祉系大学での実践を通じて－¹

くに 見 ま り こ
國 見 真 理 子

〈要 旨〉

「法教育」とは、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎を形成する価値を理解し、法的なものの見方・考え方を身に付けるための教育のことを指す。

学校教育の現場における「法教育」は、初等中等教育レベルでは今後本格導入される予定である。新学習指導要領の中に「法教育」を促すような要素が入ったことを受けて、小学校では2011年度、中学校は2012年度、高校は2013年度から年次進行に従って「法教育」が実施される予定である。

しかし、「法教育」は初等中等教育に限定するものではない。大学においては専門に細分化されるため、初等中等教育に比べてシステマティックに「法教育」を行うことは難しいものの、大学教育においても「法教育」は社会に有用な人材育成のために引き続き重要な役割を果たす。たとえば、福祉系の業務遂行においては、関連行政法規の理解は必要不可欠である。

このように、福祉系大学の学生にとって、基本的な法的素養を身に付けることは、福祉専門職の職務遂行ますます重要になってきている。特に、現在のようにグローバル化が進展し、様々な人々と価値観が交錯している中、自由で公正な社会を構築していくには、異なった文化や考えを有する人々との「共存」を目指しながら、自分で物事を考えて、答を見つけ出し、ける人材がますます求められているといえる。先の見えない混沌とした世の中で、若者たちの「生きる力」を支える問題解決力を養うキャリア教育としても、大学における「法教育」の拡充は、今後より一層必要となっていくだろう。

〈キーワード〉

法教育 高等教育 キャリア教育 福祉と法

I はじめに

現代の日本では、世界的にかつて類を見ないペースで急速に高齢化が進んでいる。核家族化と少子化の進展とあいまって、従来、家庭中心で行われてきた高齢者介護などの福祉の現場では、家庭内から地域・社会でサポートする流れが進んでいる。このような

社会的変化の中、福祉業界の優秀な人材の育成は福祉系大学における重要な社会的使命といえる。

現在の福祉系大学においては、実務家として独り立ちするために必要不可欠な福祉の専門知識や技術等のテクニカルな面での教育に力点が置かれている。そのため、社会福祉制度の根幹にある日本国憲法 25 条の生存権のような法の基本原理、そしてこれらの基礎法を反映した社会福祉法制度に対する深い理解を目指す「法教育」は、カリキュラム等の時間的制約上、十分なされてきたとは言い難い。

しかしながら、福祉専門職にとって必要不可欠な福祉六法搭載の行政法規の根幹には日本国憲法が存在する。そのため、憲法のような社会福祉の基礎法規に対する深い理解は、その応用分野たる福祉法規への理解を高めることに大いに資する。

その上、高齢化が進む中、福祉の専門家である社会福祉士が成年後見人に就任する事例が増加傾向にある。社会福祉士は、福祉プロパーというより民法や行政法等の幅広い法律知識が要求される領域へと、その活躍の舞台が広がってきている²。

したがって、福祉系大学の学生にとって基本的な法的素養を身に付けることは、福祉専門職の職務遂行上ますます重要になってきている。

このような問題意識の下、本稿では福祉系大学においてはどのような「法教育」が必要なのかを考えてみたい。

II 本論

1 「法教育」とは

そもそも、「法教育」とは何を指すのだろうか。

一般的に「法」の「教育」というと、法学部や法科大学院といった法律専門課程での教育という印象を受けるかもしれない。

しかし、法教育とは、法学専門課程教育というより、むしろ「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの方・考え方を身に付けるための教育」のことを指すと考えられている³。

よって、法教育の対象は、法律専門家を目指す学生といった狭い範疇ではなく、小学生から社会人までの社会を構成する一般の人々といえる⁴。

また、法教育の目的は、教育の中心的存在である学校教育という観点からみた場合、「法化した現代において、公正な法やルールとともに生きることの大切さの学習機会を法律専門家でない子どもたちに提供しようとする」とされる⁵。

このように法教育は小学校から社会人までの広範な対象を包含するものであるが、その中心は学力養成や人格形成の基幹教育を担う初等中等教育にあると考えられている⁶。

では、学校教育の現場において、法教育はどのように導入されてきているのかを以下で検討する。

2 「法教育」導入の経緯

学校教育における「法教育」は、文部科学省との関係でみると、新学習指導要領の中に法教育を促すような要素が入ってきたことで、今後システムティックに実施されていく予定である。たとえば、小学校では、2011年度から、中学校については2012年度から法教育が導入される。

そして、大学教育と特に関連性が深い高校については、2013年度入学生から年次進行に従って法教育が実施される予定である⁷。新学習指導要領の狙いとしては、第一に、平成18年改正教育基本法で教育の目標として明記されたように「主体的に社会に参画」する力を育成すること（法2条3号）、第二に、知識の習得と比べて思考力・判断力・表現力等が不十分な生徒が目立つ現状の下、社会で「生きる力」を育むためにこれらの力を育成する教育を充実させることなどが挙げられる⁸。

新学習指導要領においては、内容の大項目(2)で「現代社会と人間としての在り方と生き方」で現代社会を理解させるキーワードとして、「倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会」の7つを例示している⁹。1999年の改訂学習指導要領と比較すると、今回の改定によって「法」と「国際社会」が重要キーワードとして新たに上げられた。

また、基本的人権の保障と法の支配に関する内容を取り扱う中項目として、「個人の尊重と法の支配」を新たに設け、「法の支配と法や規範の意義及び役割、司法制度の在り方について理解させることによって、『法に関する基本的な見方や考え方を身につけさせる』こと」を狙いのひとつとしている¹⁰。

更に、中項目「現代の経済社会と経済活動の在り方」では、「市場経済の機能と限界」を学習する際に、「経済活動を支える私法に関する基本的な考え方についても触れること」を求めている¹¹。このように、新学習指導要領は「法教育」の要素を積極的に取り入れているといえる。

しかし、なぜ「法教育」が学校教育分野で新たに強調されることになったのだろうか。そこで、「法教育」導入の背景について、以下で検討を行う。

3 「法教育」推進の潮流

今世紀に入ってから法教育を推進する動きが各所で広がってきた。研究者、学校関係者、法律実務家の先駆的な試みを受けて、2003年7月には法務省が法教育研究会を発足させた¹²。その研究成果として、2004年11月に公表された法務省法教育委員会の報告書『はじめての法教育』が挙げられる。

本報告書に至る 1990 年代以降の日本の法教育には、3 つの潮流がある¹³。

第一に、教育学からのアプローチとして、アメリカの法教育 (Law-Related Education) の紹介をきっかけとして、学校の教育現場に法教育を取り込むことを研究・実践してきた流れである。これは、主として社会科教育学研究者と初等中等教育教員によって研究・実践されてきた。この潮流に属する論者に共通する主張として、アメリカの Law-Related Education を参考にして、日本型法教育カリキュラムの発展を志向することが挙げられる。

第二に、1990 年代初頭から法律家団体や実務家によって提起されてきた「司法教育」の流れである。この特徴は、バブル崩壊や規制緩和、国際化など大きな社会変化の流れの中で、現実の法的諸課題への対応を通して、憲法の理念に従った社会変革の営みへと導いていくという積極的な契機が存在したことによる。

第三に、1990 年代末から現実化してきた政府の司法制度改革の中で提起された「司法教育」の流れである。これは第一や第二の流れと相まって、日本の法教育の進展に大きく寄与していると考えられる。

長期化する景気低迷による格差拡大やグローバル化の進展などの状況において、規制緩和をはじめ様々な社会制度改革が進んでいる。司法の分野においては、国民に開かれた裁判 (憲法 82 条) が謳われながら身近な存在とは言い難い司法制度に対する国民の理解を深め、司法制度をより確かな国民的基盤に立脚させることが重要になってきた。

司法制度改革審議会が 2001 年に発表した司法制度改革審議会意見書によれば、従来の過度の事前規制・調整型社会から事後監視・救済型社会への転換を図るとともに、国民に対して司法参加を促し、「統治客体意識から統治主体意識への転換」を求めている¹⁴。つまり、国民は国からの施しを求めるのではなく、主権者として自由で公正な社会を構築するために国に対し自らが何を行うことができるかを志向するよう国民に対し思考のパラダイムシフトを求めている。

司法制度改革審議会意見書を受けて、法務省に設置された法教育研究会 (2003 年) や法教育推進協議会 (2005 年) は、法教育の理念・内容・方法・普及などに関する検討に着手した。その研究結果が 2004 年に法務省法教育委員会が作成した報告書であり、国民が「自ら司法に能動的に参加していく心構えを身に付ける必要がある」という形で明記されている¹⁵。

では、法教育推進のために、学校教育現場ではどのように実践していけばよいのだろうか。そこで、現在の「法教育」の実践状況に関して、検討を行ってみたい。

4 「法教育」の実践

(1) 高校の場合

初等中等教育では、先述のように新学習指導要領に基づいて法教育が順次行われていく予定であるが、現時点で既に公民や総合学習の時間等で法教育を行っている学校もある。たとえば、神奈川県立田奈高等学校における法教育の取組みが挙げられる¹⁶。

●田奈高校の実践例 —労働関係法規に関する「法教育」—

- ・ 公民の授業だけでなく総合的な学習の時間にキャリア教育を実施。1年生で2単位週2時間、その中に労働法教育を組み込んだ。その理由として、特に、多数の生徒たちがアルバイトを行っている点に注目した。
- ・ 生徒の多くがフリーターにならざるを得ない現状の下に、従来の「フリーターは不利だ」ということを重視した教え方から、フリーターの権利、トラブルに遭った際の対処法を重視した教え方に転換している。
- ・ 公民の勉強というだけでは他人事と構えてしまう生徒も多く、また生徒にとって卒業後や就職後の話はまだ先のことであり自らの問題としては捉えづらいという問題認識の下に、自らの問題として受け取ることができるよう、身近な例や分かりやすさを旨とした教え方を工夫している。
- ・ 授業を通し、最低賃金以下で働いていることやアルバイトにも労災の適用があることを理解した生徒がいるなど、労働関係法制度をめぐる教育の効果が一定程度上がっているという認識がある。
- ・ 地元企業と連携した職業体験の実施や卒業生の社会人の話を聞くことも効果的である。

高校での法教育における課題としては、第一に、社会科でも「労働三権」等の言葉としては教えられているが生徒にとっては単なる受験知識という感覚であり権利として十分に認識されていないこと、第二に、総合的な学習の時間や特別活動でキャリア教育や進路指導が実施されている学校でも、労働関係法制度やトラブルが起きた際の相談先に関する知識を十分与えられる機会が多くないこと、第三に、生徒や教員の個人属性の違いなどによっても理解度に差が出るなどの影響があること等が指摘されている¹⁷。

(2) 大学の場合

①「法教育」の必要性

高校における法教育の実践状況を踏まえ、大学ではどのような「法教育」が必要なのだろうか。

そこで、高校生と大学生の労働関係法制度への理解状況に関する比較調査をみると、以下のような傾向がみられる¹⁸。

●高校生と大学生の労働関係法制度の理解状況

- ・高校生に比べて大学生等は理解度の高い者が多い。
- ・アルバイト経験の有無による理解度の相違は、高校生にはあまり見られないが、大学生等ではアルバイト経験がある学生の方が理解度の高い者が多い。
- ・不当な扱いを受けた際の行動としては、高校生は友人を頼りに、大学生等になるとインターネットでの検索や上司への相談などを行うようになる。
- ・「労働者の権利・義務を学ぶプログラム」等を受講した経験が、理解度を向上させる。
- ・「友達と仕事や働くことについて話をする」学生・生徒や「新聞の政治欄や経済欄を読む」学生・生徒ほど理解度が高い。
- ・将来に対する希望が見いだせない層では比較的理解度が低い。
- ・「分からないことは積極的に自分で調べたり、人に聞く」学生・生徒ほど理解度が高い。

この調査結果を見る限り、キャリア教育や悪徳商法問題対策のためにも、大学での法教育は引き続き必要であると考えられる。他分野の教育同様、法教育は継続的な学習を通じて教育効果が上がっていく傾向にあるからである。

大学の場合には法律の専門教育課程としての法学部や法科大学院が存在するが、それ以外の学部においても法教育を行う必要があるだろう。

ただし、初等中等教育と異なり大学の授業方法については教員の裁量が広い上、大学での法教育のあり方については、法務省の法教育研究会報告書（2004）や文部科学省の学習指導要領などで特に言及もなされていない。そのため、大学のような高等教育では法教育に関する明確な指針は存在しない状況にあるといえる。

このような中、大学での法教育の実践はどのようなことを目指すべきであろうか。そこで、以下では大学での実践のあり方について考察を行うこととする。

②大学での実践

高等教育機関としての大学での「法教育」は専攻領域によって必要性の程度が異なるが、法学系の科目履修義務のない非法学部であっても法教育は大切である。本稿では、専門領域に関する行政法規の学習が卒業要件として課されていることもあって、法の学習必要性の度合いが高い福祉系大学の場合について検討を行うことにする。

まず、福祉系大学における法教育の目標、内容、方法とはいかなるものだろうか。

目標としては、直接的には福祉業界に有用な人材を育成することであるが、究極的には法的素養を身に付け現実社会の問題に対して自分で考えて問題解決を図り、よりよい社会の構築に資するような人材を育成していくことにあるものと考えられる。

方法としては、筆者の場合、具体的事例を取り上げて紹介し、同時にその背後にある

法制度や条文を事例と関連づけながら、法に関する学習を行うようにしている。その上で、学生たちから質問や意見を述べてもらう。授業後に学生のコメントを分析し、時には所轄官庁に問い合わせして確認をした上で、後日、結果をフィードバックすることで学生の法に対する関心を高めるように心掛けている。

内容としては、日常生活に関連する事柄だと学生の関心が高い傾向がみられる。そこで、日ごろの生活の中で馴染みのある分野を中心に、学生たちの法に対する興味を高めるような事例や問題を取り上げるように努めている。

法教育の実践については、紙面の都合上、ここでは一例だけ紹介したい。

「法学」の授業において、民法の財産法の応用問題として、「悪徳商法に関する消費者契約問題」を扱った¹⁹ <【資料 1】法教育の実践例－悪徳商法と契約>。

授業の感想としては、悪徳商法は学生にとって身近な問題ということもあって、いつもに比べて強い反応や関心がみられた。たとえば「もうすぐ 20 歳になるので、未成年者取消が使いなくなることに気を付けて買い物をするようにしたい。」「クーリング・オフはすべての買い物が対象になるのではないということを初めて知った。」「高校でも消費者問題を勉強したことがあったが、大学では法制度のことから具体的問題まで深く学べてよかった。」等の多くの意見が寄せられた。

したがって、生活上身近な法律問題に絡めて、関連条文、制度趣旨や判例等を説明し、その上で地元の消費者センターでの相談などの問題解決の糸口を紹介することは、学生の法に対する関心を高める効果があるものと考えられる。

Ⅲ 問題提起

●大学生に対しては不十分な「法教育」

初等中等教育では、新学習指導要領によって法教育が順次教育課程に導入される予定である。よって、現在の小学 6 年生が大学生になる頃には少なくとも小学校 1 年 + 中学校 3 年 + 高校 3 年 = 計 7 年程度は初等中等教育の中で法教育を受ける機会を有することになる。

他方、ゆとり教育のために学習時間が大幅に削減されてきた現在の大学生については、システムティックに法教育を受けた経験がない者が大半である。特に非法学部系の大学生については、カリキュラム上、法教育は十分に行われている状況にあるとはいえない。

しかし、司法制度改革は、先述のように国民の司法参加を促すとともに、国民に対してより一層の自己責任を求めるような性質をも包含する。

また、大学生のような 20 歳前後の年少者は、バイトなどで収入がある割には社会経験が乏しく、キャッチセールスなどの悪徳商法の恰好のターゲットとされやすいことは大

きな社会的な問題となっている。

そこで、法教育を通じて、国民一人一人が問題解決のために法的知識を身に付けておく必要性は益々高まっている²⁰。

よって、消費者教育をはじめ日常生活に身近な法の問題を非法学部の学生が学ぶ意義は大きいと考える。

●スキルアップのための「法教育」

福祉系大学の学生の多くは将来福祉専門職に就くが、実務の現場では判断能力の衰えた高齢者を食い物とした悪徳商法の問題に直面する機会がありうる。そのような場合、被害者の高齢者が適切な救済措置をとれるようサポートするために法的素養を身に付けておくことは有用である。

社会福祉士は、福祉系大学で学ぶ多くの学生が取得を目指している国家資格である。少子高齢化の中で、成年後見人に任命される社会福祉士は年々増加傾向にある。最高裁判所の成年後見関係事件概況に関する統計資料によれば、2010年の場合、親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは、全体の約41.4%（前年は約36.5%）であった。内訳としては、社会福祉士が2,553件（前年は2,078件）で、対前年比で約22.9%の増加となっている²¹。また、成年後見人の申立て動機としては、財産管理処分が最多で、次いで身上監護である。

少子高齢化に伴って成年後見人就任など社会福祉士が携わる業務範囲は拡大傾向にある。このような状況下で、成年後見人として財産管理まで含めた広範な業務を効果的に行うためにも、財産法をはじめ幅広い法律知識を習得しておくことは重要である。

しかし、現在の福祉系大学のカリキュラムにおいては、専門知識と技術習得に力点が置かれているのが実情である²²。法分野では、基礎法の学習よりも国家試験対策のため、多くの学習時間を福祉分野の特別法規の習得に割かざるを得ない状況になっている。

したがって、法的素養を身に付けて福祉専門職のスキルアップを図るには、高等教育機関としての大学においても、法の基礎理念や制度趣旨をきちんと理解するために、継続的に法教育の機会を提供することが必要であると考えられる。

●キャリア教育としての「法教育」

バイトなどを通じて高校生や大学生にとって身近な労働法規に関する学習は、自分で考え問題を解決する力を養うために有用である。

現在は法教育的要素を取り入れた新学習指導要領の実施直前時期ということもあって、高校毎に法教育への対応は異なっており、すべての高校が十分な法教育を行っているとはいえない状況にある。

大多数の学生は、学校卒業後に社会人＝労働者になる。しかし、近年、労働者を巡る生活環境は大きく変化した。非正規労働者の趨勢的な増加、就業形態の多様化、労働組合の推定組織率の低下、労働契約法等の新たな労働法制の創設・施行等、労働者を巡る環境変化は、職業生活そのものにも大きな影響を及ぼしている。

こうした状況の下、労働紛争や不利益な取扱に関する労働相談が増加の一途を辿っている。ここでは、労働関係法制度をめぐる知識、特に労働者の権利の認知度が全般的に低い状況が見られる。特に、現在低い労働条件で働いている人や将来的に低い労働条件になる可能性の高い人ほど労働者の権利を理解していない可能性が高いとの指摘もなされている²³。

また、労働者自身が労働関係法制度の基礎的な知識を理解していない場合、労働者としての権利を行使することが困難であり、そもそも権利が守られているか否かの判断すらできないという問題も挙げられる²⁴。

更に、労働相談の現場からは、次のような傾向が指摘されている²⁵。

- ・ 正規雇用の場合に比べ非正規雇用の方が、労働関係法制度に関する基礎的な知識について労使ともに正確な理解がされていない傾向がある。
- ・ 労働条件が明確にされていないことに起因するトラブルが見られる。
- ・ 企業規模別に見ると、小規模企業からの相談が多い。
- ・ 比較的新しい企業（例えば情報関連、介護関連など）において認識が十分ではない傾向がある。
- ・ 労使ともに基礎的な知識について正確に理解されていない場合や、基礎的な知識の不足から生じたと思われるトラブルも見られる。
- ・ 労働関係とは「契約」に基づく相互関係であり、互いに権利と義務を負っているという認識が乏しいと思われる事例が見られる。
- ・ 社会生活のルールを遵守しない結果、本来であれば円満に解決されるべき問題が悪化、あるいは労働紛争に発展してしまう場合が見られる。

大学においても、法学の授業では、学生から授業内容に関連した質問や相談を受けることが多い。その中で、特に労働に関することについては関心が高い傾向にある。たとえば「バイト先の福祉作業所では、バイトには労働法規は適用されないという旨の説明を受けたが、実際はどうなのだろうか？」といった労働問題に関して非常に多くの質問が寄せられた。

先述の調査結果にあるように、小規模で比較的新しい企業（介護関連など）の職場における労働相談事例は多い。福祉の労働現場には小規模で閉鎖的な事業体が多いこともあって、労働法規の正しい理解がなされていないところもまみられるようである。

よって、将来的に福祉関係の仕事に従事する可能性の高い福祉系大学の学生にとって、

正しい労働法規の理解を深めておくことは有用といえる。

更に、法教育においては、労働法規に限定することなく広範で多様な実際の問題解決に役立つ力の育成が重要である。法を学習する上では、単なる知識習得よりも法の背景にある理念や制度趣旨を理解することが大切である。

また、法教育を行うにあたっては、社会における法の扱い方を学ぶ必要がある。なぜなら、法は様々な考え方や価値観を持ち、多様な生き方を求める人々がお互いの存在を承認し、尊重しながら、ともに協力して生きていくことのできる社会のためにこそ存在意義があるからである²⁶。

そのため、法教育においては、教育現場だけでなく、法律実務に精通している法律専門家との連携も必要である。現在、各地の弁護士会では、学校関係者、大学教員や官公庁などと協力して法教育を実施している²⁷。たとえば、第一東京弁護士会では、法教育委員会の活動として、ジュニアロースクール実施や小中学校への講師派遣、中等高等学校での模擬裁判授業の実施といった活動を行っている²⁸。

このように初等中等教育段階では、法教育の実践は、各分野の専門家の協力の下、軌道に乗りつつある。

しかし、法教育は初等中等教育段階に限定するものではない。大学では専門が細分化されることもあって、初等中等教育に比べてシステムティックに法教育を行うことが難しいものの、大学のような高等教育においても社会に有用な人材育成のために法教育は引き続き重要な役割を果たす。

現在のようにグローバル化が進展し、様々な人々や価値観が交錯している中、自由で公正な社会を構築していくためには、異なった文化や考えを有する人々との「共存」を目指しながら、自分で物事を考えて、答を見つけ出していける人材がますます求められている。先の見えない混沌とした世の中で、若者たちの「生きる力」を支える問題解決力を養うキャリア教育の一環として、大学における法教育の拡充は、今後より一層必要となっていだろう。

以上

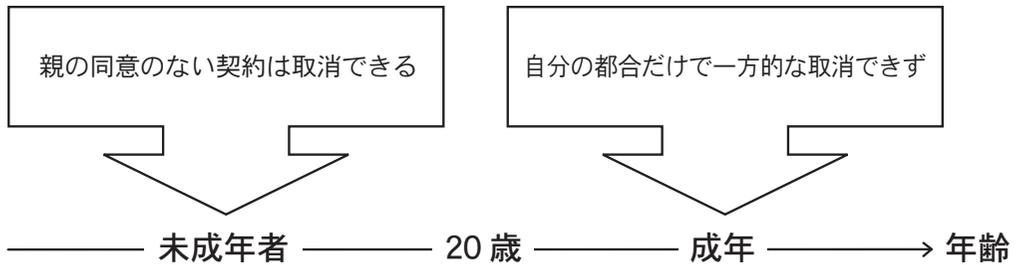
<【資料 1】 法教育の実践例 - 悪徳商法と契約 - >

大学生となると、交際範囲が広がり、バイトでの収入によって高額な商品を購入する機会も多くなる。

民法上では、20歳で成年（4条）になると、自分の意思と責任で自由に契約できるようになる。

しかし、これと同時に、未成年者を守ってくれていた未成年者取消制度（5条2項）を利用できなくなる。そこで、悪徳業者は、未成年者取消が使えなくなる20歳になるタイミングを狙って、高額な商品や役務の購入を勧誘してくる。よって、20歳前後の学生にとって、悪徳商法に対する注意はとりわけ必要である。

<契約関係における成年と未成年の違い>



■悪徳商法に対する対策

<クーリング・オフ>

- ・巧みな勧誘に冷静な判断ができないまま契約してしまっても、一定期間内であれば、無条件で契約の解除ができる制度。代金は全額返還される。
- ・クーリング・オフの一定期間は契約書面を受け取った日が起算点。クーリング・オフは書面で行う（特定商取引法9条1項）。ただし、裁判例では、口頭や電話によるものも認められている。

取引形態	一定期間	適用対象
訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントサービスを含む）	8日間	指定商品・権利・サービス
電話勧誘販売		エステ・語学教室・学習塾・家庭教師・結婚相手紹介等
特定継続的役務提供	20日間	全ての商品・サービス
マルチ商法 内職商法・モニター商法		

<クーリング・オフが出来ない場合>

- ・店や営業所に自分で出向いた場合
- ・通信販売で購入した場合
- ・自動車の場合
- ・現金取引で総額 3000 円未満の場合
- ・化粧品や健康食品などの消耗品を使用・消耗した場合

<消費者契約法による契約取消>

いったん契約すると、原則として特別な場合を除き一方的に契約を解約できない。

しかし、消費者契約法は、事業者には契約内容をわかりやすく説明すべき努力義務を定め、消費者には一定の場合には契約の取消や無効を認めている。その理由として、事業者と消費者の間では情報や交渉力に格差があり（1条）、消費者は事業者からの勧誘が適切なものでなければ、契約締結で正しい意思決定ができないおそれがあるからである。

解約ができる例として、事業者が消費者に不実の（＝ウソの）事実を告げる等の不適切な勧誘を行って消費者の自由な意思決定が妨げられた場合には消費者は契約の取消ができる（4条）。

消費者契約法は、消費者と事業者の間のすべての契約に適用される。ただし、契約を取消するには事業者への意思表示をだまされたと気づいたときから6ヶ月以内に行わなければならない。また、契約を結んでから5年で取消権は消滅する（7条1項）。

<消費者契約法の下で、契約取消できる場合>

- ・不実告知（ウソを言った）（4条1項1号）

例：「一流エステティシャンによるサービスを謳っていたのに、実際は初心者のエステティシャンばかりだった・・・。」

- ・断定的判断の提供（不確定なことを断定して告げた）（4条1項2号）

例：「これを今すぐ買えば、絶対儲かる！」

- ・不利益事実の不告知（都合の悪い部分を隠していた）（4条2項）

例：「日当たり良好の物件と聞いていたが、半年後に隣にビルが建ち、日が当たらない。」

- ・不退去、監禁（4条3項）

例：「セールスマンが帰らない。家に帰らせてもらえない。」

<悪徳商法の被害にあわないための心得>

- ・悪徳商法の手口を知る
- ・契約内容は書面で確認
- ・時間をおいてよく考えてから契約する
- ・甘い誘惑やおいしい話に十分注意
- ・あいまいな返事はせずにきっぱり断る
- ・契約トラブルに巻き込まれたら消費生活センターに相談

<注>

- 1 本稿執筆にあたり、多くの方々に大変お世話になりました。特に、上原裕紀先生（第一東京弁護士会）、加藤智子先生（大阪弁護士会）、須賀想先生（愛知県弁護士会）からは貴重な資料提供や有意義なご助言を賜りました。ここで、お世話になったすべての方々に対して、深く感謝の意を表したいと思います。
- 2 最高裁判所統計資料。http://www.courts.go.jp/about/siryo/pdf/seinen11.pdf
- 3 法務省法教育研究会報告書「我が国における法教育の普及・発展を目指して—新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために—」2頁（2004年11月）、土井真一「法教育の基本理念」大村敦志・土井真一『法教育のめざすもの—その実践に向けて』5頁（商事法務、2009）。
- 4 たとえば、法教育とは小中高校や大学（法学部以外）のような学校教育に限らず、社会人を対象とした生涯教育としての法教育をいかに行うかが課題」との指摘がなされている。大村敦志「法教育の担い手としての弁護士—法と教育学会発足にあたって」自由と正義62号37頁（2011）。

- 5 江口勇治「日本での法教育のこれからを展望する 世界の法教育の動きから考える」江口勇治『世界の法教育』7頁（現代人文社、第1版、2003）。
- 6 法教育研究会報告書（2004）は初等中等教育の法教育の研究が対象であり、高等教育における非法学部の法教育については特に触れられていない。
- 7 大村敦志「法教育と法律学の課題 はじめに」ジュリスト1404号8頁（2010）。
- 8 加藤智子「学校で法はどのように教えられるのか～改訂学習指導要領の「幸福」「正義」「公平」について～」月刊大阪弁護士会80号37頁（2011）。
- 9 土井真一「高等学校「現代社会」における法教育－「幸福」「正義」「公正」を考える」自由と正義62巻42頁（2011）。
- 10 文部科学省『高等学校学習指導要領解説公民編』14頁（教育出版、2010）。
- 11 土井・前掲注9・42頁。
- 12 法務省法教育研究会。 http://www.moj.go.jp/shingil/kanbou_houkyo_index.html
- 13 渡邊弘「法教育論の現状と課題」法の科学40号146-147頁（2009）。
- 14 司法制度改革審議会「第1 21世紀の我が国社会の姿」『司法制度改革審議会意見書－21世紀の日本を支える司法制度－』（2001）。<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html>
- 15 法教育研究会『はじめての法教育』3頁（ぎょうせい、2005）。
- 16 厚生労働省「今後の労働関係法制度をめぐる教育の在り方に関する研究会報告書」7頁（2009）。 <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/02/dl/h0227-8a.pdf>
- 17 Ibid.
- 18 Ibid,pp5.
- 19 資料作成に当たっては、各地の消費者行政庁や消費者センターのHPを参考にした。たとえば、佐賀県消費者行政HPのURL。
http://www.pref.saga.lg.jp/web/at-contents/kurashi_anzen/shohi/kurashinoanzen/oshirase.html。
- 20 「基礎的な法律知識。法的な物の考え方は、社会生活を営むうえで、とても大切」との指摘がある。原昌平「法学を正規科目に」読売新聞2011年7月17日朝刊13頁。
- 21 この他、弁護士が2,918件（前年は2,358件）で、対前年比で約23.7%の増加、司法書士が4,460件（前年は3,517件）で、対前年比で約26.8%の増加となっている。前掲注2。
- 22 法学の基礎教養に関する科目としては、本学の場合では、「日本国憲法」（半期2コマ）、「法学」（半期2コマ）程度が選択授業として存在するに過ぎない。
- 23 荒木尚志「法教育と労働法」ジュリスト1404号29-30頁（2010）。
- 24 厚生労働省・前掲注16・1頁。
- 25 Ibid,pp4.
- 26 後藤直樹「法化社会の進展と法教育における法律家の役割」法学セミナー662号28頁（2010）。
- 27 裁判員制度の実施や学習指導要領の改訂に伴い、法教育への関心が高まっている現状を踏まえ、大阪弁護士会は2010年度から府下の全高校を対象に無料で出張授業を行うことを決定するなど、法教育普及に対して熱心な活動を行っている。
- 28 第一東京弁護士会「平成22年度年次報告書」51頁（2011）。